

広島県告示第六百二二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十五年七月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県世羅郡世羅町大字小世良、大字宇津戸、大字川尻地内		土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小世良（一五〇一）	急傾斜地の崩壊	小世良（一五〇一）	急傾斜地の崩壊	小世良（一五〇一）	急傾斜地の崩壊
小世良（一五〇一）	急傾斜地の崩壊	小世良（一五〇一）	急傾斜地の崩壊	小世良（一五〇一）	急傾斜地の崩壊
小世良（一五〇一）	急傾斜地の崩壊	小世良（一五〇一）	急傾斜地の崩壊	小世良（一五〇一）	急傾斜地の崩壊
小世良（一九三七）	急傾斜地の崩壊	小世良（一九三七）	急傾斜地の崩壊	小世良（一九三七）	急傾斜地の崩壊
小世良（一九三七）	急傾斜地の崩壊	小世良（一九三七）	急傾斜地の崩壊	小世良（一九三七）	急傾斜地の崩壊
小世良（二六五七）	急傾斜地の崩壊	小世良（二六五七）	急傾斜地の崩壊	小世良（二六五七）	急傾斜地の崩壊
梨の木川、迫谷川（七四）	土石流	梨の木川、迫谷川（七四）	土石流	梨の木川、迫谷川（七四）	土石流
乙川（七五a）	土石流	乙川（七五a）	土石流	乙川（七五a）	土石流

区域の表示及び法  
 第八条第二項に規  
 定する土砂災害警  
 戒区域等における  
 土砂災害防止対策  
 の推進に関する法  
 律施行令（平成十  
 三年政令第八十四  
 号）で定める事項

乙川(七五b)	土石流	次の図のとおり			
乙川(九三 四)	土石流	次の図のとおり			
乙川(九三 四隣)	土石流	次の図のとおり	乙川(九二 三四隣)	土石流	次の図のとおり
梨の木川(七 三)	土石流	次の図のとおり	梨の木川(七 三)	土石流	次の図のとおり
京楽川(五一 五二)	土石流	次の図のとおり	京楽川(五一 五二)	土石流	次の図のとおり
南谷川(五一 五三)	土石流	次の図のとおり	南谷川(五一 五三)	土石流	次の図のとおり
流田川(五一 五四)	土石流	次の図のとおり			
匿谷川(九二 四八)	土石流	次の図のとおり	匿谷川(九二 四八)	土石流	次の図のとおり
匿谷川(九二 四八隣)	土石流	次の図のとおり	匿谷川(九二 四八隣)	土石流	次の図のとおり
陰地川(九二 四九隣c)	土石流	次の図のとおり	陰地川(九二 四九隣c)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。